

（午後2時16分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）ただ今議長にお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず、従前より何回も先輩諸氏が一般質問において取り上げられておりました橋本駅のバリアフリー化が、午前中の17番議員の質問にありましたとおり、市長の答弁があつて、20年度の主要施策にも入っておるということで、本格的に進んでいくことに対して感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今回の一般質問に入っていきたいと思います。

まず一つ目は、嘱託職員の給与についてであります。本市の嘱託職員の賃金については、橋本市嘱託職員の雇用に関する規定に定められています。しかしながら、基本賃金は3段階に大きく分けられている程度でありまして、内規としては若干詳しく記載はされておるんですけども、表には出てきておりません。特に、管理職と言われる館長職等についてはばらつきがあります。基準賃金にばらつきがあれば、本来、そのばらつきの根拠が必要かと思われるわけでありまして、本来、基準賃金は、その職種別に賃金規定の中に詳しく明記すべきではないでしょうか。当局の考えをお尋ねいたします。

まず、①管理職と言われる嘱託職員の賃金はどのようになっているのか。また、その決定根拠はどこにあるのかお尋ねいたします。

②として、嘱託職員の賃金についての今後

の考え方についてお尋ねをいたします。

2項目めであります。市民プール、市立温水プール及びきしかみ子ども館プールについてであります。市民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与するため、そして児童の健全な遊び場と健康増進を目的として設置されている標記3施設についてお尋ねをいたします。

①それぞれの施設の利用状況と管理運営経費について。

②相当老朽化していると思われる市立温水プールときしかみ子ども館プールについて、今後どのようにされるのか当局のお考えをお尋ねいたします。

③としまして、市民プールの無料送迎バスについてであります。このバスにつきましても、橋本駅前から市民プールへの運行を期間中されておるわけでありまして、私も地元でありましていつも見ておるんですけども、ほとんど空気を運んでいるような状況ではないかなという気もいたしておりますので、本年度の利用状況が出ていますので、利用状況と、りんかんバスへの委託をされておると思いますので、委託料についてお尋ねいたします。

④としまして、市民プールのショップ営業についてであります。これは数年前に廃止をされました。この廃止のいきさつについては私も承知しておるところでありますけども、利用者サービスと、財政厳しい折から収益性を考慮しての再開についてお尋ねいたします。

以上、壇上よりの質問とします。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）辻本議員のご質問にお答えをいたします。

市民プール、市立温水プール及びきしかみ子ども館プールにつきましては、おただしの内容を一括し、それぞれの施設ごとにお答えをいたします。

はじめに、市民プールでございますが、平成19年度は7月10日から8月31日まで開場し、入場者数は合計3万459人、1日平均575人で行われました。昨年度が3万140人でしたので、ほぼ横ばいの状況にあります。

管理運営費は運動公園全体にかかる光熱水費や人件費があるため、これを除いたプールにかかった経費は、消耗品費、修繕費及び委託料を合わせて1,262万9,899円で行われました。なお、収入金は1,025万2,050円で行われます。委託料の内訳につきましては、清掃委託料が83万7,900円、運営管理委託料が656万2,500円、無料送迎バス運行委託料は195万8,880円で、委託料の合計は935万9,280円で行われます。

おただしの送迎バスについては、プール開催期間中、プール利用者、特に小・中学生や障害者の方々へのサービスの一環として、橋本駅から無料送迎バスを運行しています。運行は、路線バスの大型バス1車両が1日当たり8便往復運行し、期間中の乗車数は2,382人、1日平均45人で行われます。

また、市民プールのショップ営業につきましては、現在、飲料自動販売機をプール場内に2機、場外に1機設置しております。今後については、プール利用者も含め、運動公園全体を利用させていただく市民の方を対象としたショップができないか検討しているところでございます。

続きまして、市立温水プールについてお答えをいたします。

平成18年度の利用状況は2万912人で、毎週

月曜日を休日とし、1日平均70人が利用しています。経費は、管理運営委託料として2,000万円、電気・水道料が約750万円、修繕料が約300万円等、総額3,627万548円でございます。また、収入額はロッカー使用料も含め2,696万6,500円でございます。

なお、現在、故障等で修理を要する機械設備や電気設備があり、内装工事等を含め、平成20年度に向け全面改修を予定しております。温水プールとして今後も多くの市民に年中利用していただくため、今回の議会におきまして、設計料等に関する経費を債務負担行為として計上させていただいているところです。

続きまして、きしかみ子ども館プールについてお答えいたします。

平成19年度は夏休み期間中開場し、入場者数は合計1,823人、1日平均51人が利用いたしました。経費につきましては、監視員委託料が131万2,000円ほか、水質保全に要する費用等を含め、合計158万128円となっています。

なお、ろ過機が老朽化し、水質保全に支障をきたしているため、来年度、機器の入れ替えを計画しているところでございます。

現在、本プールは、きしかみ子ども館周辺地域の児童だけでなく、学文路地域や北部地域からの利用者も増えていきますので、今後とも市内全域の子どもたちが利用できるプールとして広報活動等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）嘱託職員の給与についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのように、嘱託職員の基本賃金については、「橋本市嘱託職員の雇用に関する規程」第9条第1項において、業務の内容により3段階に分割して賃金の範囲を定めております。

ところで、近年は特に福祉部門等において行政サービスが多様化しており、これに対応する専門的知識や技能を必要とするさまざまな職種の嘱託職員の採用が必要となってきたことから、市町の合併を契機として職種別の基本賃金を内規として定め、適用しております。この内規の作成にあたっては、合併前の両市町の職種ごとの賃金や近隣市の賃金を参考とし、また、職務の専門性、経験年数や職責などを勘案しております。

出先機関の長として採用する嘱託職員につきましては、館長や場長といった施設の管理者として発令しており、また、時間外勤務手当の支給対象外職員としていることを考慮して、専門職同等として賃金を設定しております。

既に嘱託職員の新規採用にあたっては公募を原則としておりますが、今後は募集要綱に基本賃金を明示するなど、透明性・公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君、再質問ありますか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）そしたら、嘱託職員の給与についてから行きたいと思います。

今説明あったんですけども、管理職と言われる方の給与ですけども、かなり大ざっぱに記載をされてます。そんな中で、特に私がばらつきあると指摘をさせていただいておるのが、公民館の館長と子ども館の館長とか、その出先機関の館長と言われる方の賃金にばらつきがあるからであります。

これは、特に19年度から公民館館長につきましては、2館兼務という形の中で賃金が上がっていると思うんですけども、その辺のばらつきがどうしてできたのかということ。ただ単に2館兼務であるということだけで賃金が改定されるということについては若干の疑

問があるわけでありますが、その辺について答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）議員ご指摘の公民館館長につきましては、さきの6月議会でご質問いただきましてお答えさせていただきましたように、行財政改革の中で館長職を公募いたしました。その中で退職館長が5名おられまして、そんな中で、先ほど申しました行財政改革の中で臨時嘱託職員の削減ということをめざして、2館を兼務していただくということで採用させていただいた中で、生涯学習の拠点である公民館の館長を2館かけ持っていただくというご苦勞に加えて、従来の賃金改定に少し上乗せをして給与改定をさせていただいたところです。

そして、子ども館館長につきましては、合併当時の18年の4月当初からですけども、当時の館長職が退職等々をされました中で、急遽といいますか、2館を兼務していただいた経過がございまして、それが、子ども館館長の給与の改定はそのままになっておりまして、19年度見直しをせずに現在に至っております。そういうことで、公民館館長と子ども館館長の給与のばらつきが生じてございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）そしたら、公民館の館長を公募されたと思うんですが、公募されたときに公民館の館長の賃金を明記されたかどうか。そうすると、もう一点は、この15万円から17万円に上げたということが教育委員会部局のほうで起案をされておると思うんですけども、この起案がいつ上げられて、いつ決裁になったかをお伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）起案日等々の決裁について、今ちょっと資料を持ち合わせてお

りませんので、後ほど調べてご報告をさせていただきますと思いますので、よろしく願いします。

○議長（中上良隆君）資料がないということで。

○12番（辻本 勉君）いや、答弁もれ。公募に記載されたか。

○教育次長（岸田茂利君）公民館長の17万円、公募したときの賃金形態については明記してございません。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）起案されたのがいつかという問題、ちょっとこれ、当然、教育委員会部局だけじゃなしに、市長部局のほうにも起案が行って、決裁の判をそれぞれ役職の方が押されておると思うんです。そんな中で安易に賃上げを認めるという、これは市長部局にも問題はあろうかなと思うんです。その賃上げの時期がちょっと私としては気に入らんというか、その辺がきちっとやっぱりされて、本来、公民館を2館にする、そしたら業務内容が大変厳しくなってくる中で、責任も2館の館の責任ということで大変重くなってくるという中で、当然、従来賃金よりも改定をしなくてはならんという状況であれば、それは当然やむを得ないと思うんです。それが、採用した後で走り回った4月以降に起案をされて賃金を引き上げていったということについては、これは問題視せざるを得ない状況ではないのかなと。安易な教育委員会の考え方、市長部局の決裁の考え方については若干問題点があろうかなと思うんです。

私は、公民館の館長の賃金を下げると、17万円を15万円にせよと意地悪なことは言いません。基本的には、社会教育の分野ということで大変大事な部分、公民館館長だけではなしに、嘱託館長と言われます、例を挙げますと子ども館もそうですし、青少年センター

についてもそうだと思うんです。大変、センターなんかは特に、北部のほうで事件がありました。子どもにかかわっての大きな事件がありました。そんな中で大変な仕事をされておるということは、それなりの賃金をやはり当然、嘱託職員であってでも支払うべきだと思うんです。

要は、その館長職をどのように行政が考えておるのかということが一つの大きな問題ではないかなと。いろんな面で、子育て支援とか地域コミュニティの充実とか、社会教育の全般にわたって大変大事な役割を担っておるということは、そこの館長であればそれなりの人材を確保するという大きな目的があって、それに見合う賃金を決めていくというのが基本だと思うんです。

そういうところも、出先のそういう館長、社会教育、いろんな分野の館長は要らんよと、別にそんな大層な仕事をしてもらわんでいいですよと、年金との兼ね合いがあって賃金が安うても結構ですよ、構へんのですよと、私は結構ですよというような方になりますと、単なる定年退職者の職場になりかねない。天降り職場にしかないというのが大変懸念される問題だと思うんです。

そういう観点からいきますと、本当にこの館長職の職務をどのように考えておられるのか。それによってやはり賃金を決めていくというのが筋なので、その辺ちょっと答弁。

教育長は、大変大事だということを言われてましたし、特に公民館についていいですよと、館長が2館兼務することによってどこにしわ寄せが行くんかといったら、9月議会でも教育長、答弁していただきました。主事は大変やと言われてましたね。主事の果たす役割が大きくなっていくということなんですが、そしたら、館長の給料は上げたけど、主事はそのままですわね。そうでしょう。ほんまに

職務が大事で、その辺の重要な仕事であれば、一般の嘱託職員についてもそういうめり張りはやっぱりつけていかないかんと違うかなと。一定の基準賃金というのはそのレベルで統一をしておけばええわけですけども、今後、嘱託職員であってでも、人事考課を入れていく中で、能力とか資格を持たれる方、そして1年間勤務されたその人の実績、いろんなものを考慮して、人事考課しながら賃金体系はやっぱり組んでいくというのが僕は基本ではなかろうかと。そのことによって行政の出先機関等が発展していくといたしますか、住民サービスがより充実してくる、地域コミュニティが充実していくということなんですが、その辺の基本的な考え方を少しお願いいたします。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）今、議員おっしゃられたとおり、私も生涯学習がこれから一番大切だといつも思っております。

公民館、岸田次長が申し上げましたとおり、財政状況の中、やはり人員削減ということもございまして、館長を2館兼務していただくと。主事を減らすよりも館長を兼務していただいたほうが、館長については大変だと思えますけれども、そのほうがデメリットが少ないであろうかということで、館長を兼務していただいた次第でございます。

ただ、館長も大変忙しいということで責任重大でございますので、そういった点、こういう給料を上げさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）上げていただくのは結構なんですけども、公募されて、公募のときにその金額を明記されてなかったと。公募されて来られて、給料が決まったと。そしたら、今まで、ほかの館というか、公民館と違うそ

の他の館長が従来から一生懸命やられて、何年も経験を積んでおられる方が15万円のまま、たまたま公募されて、はっきり言わせていただいたら、社会教育主事の資格を持っておられるわけでもなし、公募されて入られて経験のない方、実績のない方がぼんと17万円に上がるということになりますと、従来から一生懸命にそういう出先の中で館長として取り組んでこられた方の士気といいますか、やはり衰えてくるのではないかなと。やはり与える影響というのは大事ではなかろうかなと思うんです。やっぱりその辺も配慮した中で考えていかなくはならん問題かなと思うので、十分注意をしていただきたいなと思います。

本来、教育長言われるように、出先機関、特に公民館とか図書館という、そういうところが重要な場所であれば、社会教育全般が進んでいるところは、嘱託職員じゃなしに、正規職員といたしますか、正規の、最低でも課長級の方がそういう館長を務められておる。兵庫県の三木市なんかは公民館長は現役の課長級でありますし、図書館でも、本当にそういう文化的レベルの高いまちになりますと、図書館長というのは部長級のところもありますね。この市議会に説明員として入っておるといような図書館長もおられます。

だから、本市はそういう、嘱託職員の活用もいいんですけども、本当にその辺に力を入れていくのであれば、正規職員とは言いませんけども、嘱託職員、嘱託館長であってでも、それなりの人材を確保するためにそれなりの賃金体系を組んでいくということが大事かなと思いますので、今後十分その辺についての検討をお願いしたいと思うんです。

もう一点は、指定管理者をしておる部分が県立体育館もあるんですけども、指定管理者にしておる部分で館長がおられます。そした

ら何のための指定管理者なんかな、指定管理制度なんかなという気がするんです。指定管理という形の中で大きな予算を使ってお願いしておるといふのであれば、そこはすべてお任せすると。わざわざそこに市から館長を派遣する必要性はないのかなと思いますので、その辺についても今後十分ご検討をいただきたいなと思います。

そうでないと、片一方で大きな指定管理料を払いながら、なおかつ館長に高額な給料を払って館長を派遣しておるといふことは全くもって無駄な状況ではなかろうかなと思いますので、その辺についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）県立体育館の関係ですが、これにつきましては、先般の議会でも議論がありましたけれども、18年の4月から、県から市が指定管理を受け取るような形になってございます。県が市を指定管理者としてしている状況でございます。ということで、それをすべて市が文化スポーツ振興公社のほうに委託するということができませんので、正職員を置くということが義務づけられてございます。ということで、現在、館長も含めて事務員1人、これは正職員で置いてございます。そういうことで、市が受けた立場でございますので、職員を配置する必要がございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）県の指定管理を受けておるといふことなんですけど、それをまた委託も出しておるわけでしょう。県立体育館の運営委託料ということで8,900万円出しておると思うんです、これ。

そやから、その部分でいきますと、形だけで動けばいいのかなと。正職員を必ず配置せ

ないかんというのであれば、できるだけ削減をして、最低線の正職員の派遣にとどめるべきではなかろうかなと。かなり高額な委託料も払っておりますので、それぐらいは当然やっていただくほうがいいかなと思いますので、今後十分検討していただいて、より安く上がるような方法をとっていただけたらなと思います。県との兼ね合いもあろうと思いますので、あんまり切れない部分、切れないところを切れというわけにはいきませんので、それは当然、必要最小限の中で努力をしていただいたら結構だと思いますので、よろしくお願いしておきます。

そしたら、嘱託職員の給料についてはその辺程度にとどめたいと思います。

プールの件に入っていきます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君、先ほどの。

○12番（辻本 勉君）はい、わかりました。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）済みません、先ほど答弁を保留させていただきました、19年度に向かって公民館長を公募させていただきました。その起案ですが、3月26日に起案をしまして、3月28日に決裁をいただいております。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）起案で3月中の決裁ということで、ばたばたとやられたというのは目にわかるんですけども、済んだことですのでそれをどうのこうのとはもう言いませんので、教育委員会部局からの起案があつて、市長部局に回ってきたときにも本当に十分注意をした中で決裁をしていただくように、中身について、ほかとの比較対象は出てこないのだからのだということのないように、やはり十分検討した中で決裁を市長部局のほ

うはしていただくようお願いしておきます。  
続いて言ってよろしいですか。

そしたら、続いて、プールのほうに行かせていただきます。

利用については、大変利用されておるということでいいことだと思うんですが、どの施設もそれなりに収益を上げておるんですけども、きしかみ子ども館の部分について少しお尋ねいたしたいと思います。

こちらは利用が1日に51人ということであれなんです、こちらは無料ということになっておるんですね。こちらはもともと岸上小学校のプールということで子ども会が使ってあって、それを引き続いて子ども館のプールという形になっておるんですが、これはほかの、いいますと温水プールとか市民プールと比較しますと、無料ということは、無料やから料金を取れというの、これもまた問題ありますので、この辺は、子どもたちにとって利用する場所であれば無料であって私はええかなと思うんですが、やはり無料であるのであれば、もっともっとより広く市民の、市内の子どもたちに利用してもらえような方法、せっかくやっていますので、温水プールに行けばお金要りますし、市民プールに行ってもお金要りますので、岸上の子ども館のプールであれば子どもは無料ですよということで、もっともっと宣伝といいますか、していただいて、やっていったらいいのかなと。

そうでないと、変に無料ということが出てきますと、他のプールとのバランス上、何かちょっと変な感じも受けるんですけども、その辺、今後その岸上の子ども館についてどういう形で運営していくのか、ちょっと答弁お願いします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）このプールにつきましては、議員のお話にありましたように、

もともとは岸上小学校のプール、それから隣保館の附帯施設という格好で、主に子ども会で活用してきた経過がございます。そういうことでございまして、夏休み中に限った無料開放をしていると。

先ほど教育長のほうから答弁申し上げましたように、ここ近年、学文路地域や北部の方々の子どもさんがかなり利用されておりますので、議員ご指摘のように、広く市民に活用していただけるように広報等で宣伝していきたいと思います。できるだけ多くの方に使っていただけるという格好で広報に努めてまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）大変いい施設なのでどんどん使ってもらったらいいんですが、それが進みますと、ほんまに子ども館で、子ども館の管理ということになると、子ども館長といいますか、子ども館の職員にかなり重荷というのかな、子ども館事業を大変一生懸命やっていたいて大変忙しい状況の中で、プールが始まりますと警備が入りますので問題はないのかなと思うんですけども、結構、責任が子ども館の館長のほうにのしかかってくるのかなと。プール事故がありますといろんな、一昨年、大変、全国的にもプールの事故がたくさん発生をいたしました。そんな中でいきますと、子ども館のプールという位置づけをされてますと、大変館長に重い責任がのしかかっているのかなと。

今のところ、日に50人ぐらいの利用であればさほど問題はないかなと思いますけども、より多くの方が利用されてきますと、無料やということで宣伝されますとやはりどんどんどんどん利用されると思うので、その辺のところも十分配慮をしていただけたら、今後、あそこのプールはどうしていくんかということ。その辺も管理の問題も含めて、今、警備

会社に監視委託をされておられると思うんですが、これでいいのかどうかという経費的な問題もありますし、事故があったときの対応といたしますか、保険等についても十分な研究をされておられるのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）ご指摘のように、管理については警備会社に委託をしております。

それと、今年、ご紹介申し上げておきますと、大学生で社会教育の勉強をしている方、児童厚生員の資格等々を勉強されている方が実地研修という格好で、女子学生なんですけれども、2名か3名、研修を兼ねてこの児童館に来ていただきました。それで、ちょうど夏休み中でしたのでプールの指導等も入っていただきまして、児童厚生員ともども館長の労力をかなり助けていただいたということがございますので、ご紹介を申し上げます。

そういった格好で、できるだけ人の数が、大人の目の管理体制が必要かと思っておりますので、そういった大学等にもご紹介を申し上げまして、できるだけ応援というんですか、管理責任はどうしても館長のほうに最終的には来ますけれども、できるだけそういう大きな事故に至らないようには、大人の目の監視体制がかなり必要かと思っておりますので、そういったこと、協力体制も求めていけたらというふうに考えております。

保険等については掛けておりますので、安心というわけではありませんけれども、最低限の保険は掛けております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）そしたら、2番のプールの今後ということで、予算、債務負担行為も高野口町の市立温水プールについては上げていただいておりますということなんであれなん

ですが、たしか高野口町の市立温水プールについては基金があったかと思うんですけども、その基金は480万円ぐらいやったと思うんですが、あるんですかね。残っておりますか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）辻本議員のご質問にお答えします。

温水プールの事業基金といたしまして、残高でございますけれども、約480万円、残高がございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。480万円では工事はできないと思うんですけども、先日、市長ともお話をさせていただいたときには、かなり悪いんでやっていかなあかんなどということをおっしゃって安心しておるんですけども、温水プール、結構この経費、委託料2,000万円ということなんですけども、収益のほうもかなり上がっておるということで収支バランスはとれておろうかなと思うんで、2万人からの市民が利用していただいておりますということなんで。バランスとれてませんか。とれてない、若干悪いんですけど、まあ、市民プールのことを思いますと、収支のほうはまだましやと。

ああいう温水プールというのはなかなか、今、大変日常忙しいという方もおられますし、年間を通じて体力増進とかいろんな面でやはりプールは必要かなと思っておりますので、ぜひとも、財政厳しい折ではありますけれども、すばらしい温水プールをつくっていただいて、橋本市の目玉にさせていただいたらいいと思いますので。プールは現在ありますので、ぜひとも継続して、いいプールをつくっていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。それはお願ひにしておきます。やっていただけるということなんで、ぜひともいいプールをつくっていただいて、より市民の方に健康



になっていただいて、利用していただくようお願いしたいと思います。

続いて、3番の市民プールの無料送迎バスについてでありますけれども、先ほど利用状況を教えていただいたんですけれども、日に45人、3万人のうちの2,382名ということなんです。が、実際、7月10日から8月31日まで8往復をされておると思うんですが、7月中についてはほとんど乗ってないというような状況なんです。特に子どもさんが夏休みに入りますと結構利用されておるんですけれども、りんかんバスへ195万何ぼぐらい支払いはしておるんですけれども、その辺きちっともう少し、ほんまにどういう利用状況かというのはもっと詳細に調べる必要があるかなと。そして、無駄なところは省いて、利用頻度の高いところにやはり持っていくとか、回数を増やすとか、いろんな方法があるかと思えますし、もう利用のほとんどない期間についてはやめると。サービスでも、毎日りんかんバスが駅前から市民プールまで走っていますけれども、ほとんど空です。運転手の方に聞きましたし、私もずっと見てますけれども、7月中はほとんど空です。

そやから、こういう状況で一律の195万円払うんじゃないしに、もう少し無駄なところは切って、少しでも経費を削減していくという方法もあるかなと思えますので、ちょっとその辺、勉強していただいたらいいかなと。

これ、管理料に入っておるんでしょう。運動公園の全体の管理料に入っておるわけでしょう。これ、ここへ出していただいているけれども、これは決算には載ってないので、市民プール管理運営に要する経費というのは修繕費とか手数料とかそれだけしか記載されていないので、運動公園全体の運営管理に要する経費の中の一括で入っておって、18年度決算で4,663万円というような金額になっておるん

ですけれども、この辺、本当にこの195万円が生かされた195万円であるのかどうか。これを改善すれば、運動公園管理に要する経費も削減されるわけでしょう。

そやから、その辺もう少しご検討いただいて、削減するところは削減する。そやから、市民プールかて、高い高いと言われておるんですよ、市民プールを利用するのにね。そやから、市民が利用するのに何で高いんやと言われておるんやから、こういうところを削減して、ほんで市民に喜ばれるようなプールにしていくと。料金を下げるとか、いろんな方法もありますので、削減したものをすぐ使えとは言にくいですが、無駄なことをしておるからプールの入場料が高いん違うかいというようなことを言われますので、その辺だけちょっと、済みませんが、ご検討いただく答弁を。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）ご指摘の点につきましては理解できる場所がありますので、全体的に検討はせないかんと思いますが、しかし、プールのオープン日であります、今年の資料で申し上げますと、7月10日にオープンしまして、7月中、1人も乗らなかったという日は1日だけでございます。学校が夏休みに入りますと百何人というふうに急激に増えておるわけですが、7月16日なんかでも50人、それからいろいろ乗っていただいておりますので、プールがオープンして、車で行けない、お子さんを連れてお母さん方等もご利用いただけるケースもございますので、一概に廃止というのなかなか難しい選択をせないかんと思いますが、いろいろコミュニティバス等との絡みもございますので、そこらも複合的に検討していけたらと思えます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）いろいろと検討すれば、

いい方法が浮かんでくるのかなど。別に廃止をせよとは言いませんので、私は。せっかくの市民の足ですので、廃止せよというようなことは言えませんので。うまくコミュニティバスを利用するというとまた難しい部分があるし、市民病院のバスを利用するというのも、これもまた難しい部分がありますので、だから、よく言われるのは、市民プールもそうですけども、県立体育館へ行くのに便がないやないかと。コミュニティバスの市民病院、これはちょっと外れるんですけど、とりあえず、プールとか運動公園へ行くのに交通の便がないというのが市民の声なので、廃止をするんじゃないにいい方法、同じお金を使うのであれば、より効果的な方法をそれぞれ考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、市民プールのショップ営業ですけども、何年か前に廃止をされました。市民の声としては、楽しく過ごせるプール、市民プールですので、競泳用のプールといいますか、スポーツだけじゃなしに、基本は、市民のみんなが夏あそこへ行って楽しく過ごすというのが一つの目的だと思うんです。競泳用のプールだけであれば記録目的でスポーツ中心ということになるんですけども、市民プールはやはり、市民のみんながあそこへ行って、夏あそのプールで、プールサイドも含めて楽しく1日を過ごすという、そういうプールであらなくてはならんという観点からいきますと、やはりショップ営業というのも必要かなと。自動販売機といったって、自動販売機は缶コーヒーとか缶ジュースとか、そんなもんしかありませんし、プールサイドでやはり団らんを持つといいますか、親子の触れ合いもしたり、いろいろ子どもたちが楽しめる、これが一つの大きな、市民プールの役割だと思いますので、どないか何かいい方法、やめた

いきさつは私もわかってますので、難しい部分もあろうかと思うんですけども、いろんなイベントがあったときに、子ども会とかそういう各種団体、社会教育団体がこの間の健康広場でもいろんな店を出してました。各種団体がね、障害者の施設の方とか。

そやから、何かいい方法を考えれば、そういう方に運営をしていただくというんですか、プールの開催中、ずっとその人らに、一つの団体に任すんじゃないでも、きょうはこの団体、子ども会やってよとか、土日だけでも営業するとか、いろんな団体に開放してそういう運営をやっていただくということも一つの方法かなと思うんです。

それは、教育長言われるように、運動公園全体でそういうショップを考えていくということも大事だと思いますけども、まずは市民プールでショップ営業をやっぱりしていくというほうが、取っかかりとしてはやりやすい、期間が限定されていますので。その辺、来年度からでもやっていくという、前向きに考えておられませんかでしょうか。私言いましたとおり、そういう各種団体の活動資金にもなるやろうし、いろんな面でメリットはあろうかと思うんですけども。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）貴重なご提言をいただいたというふうに受けとめさせていただいておりますけども、議員おっしゃっているように、プールサイドでの軽食販売を中止したいいきさつもございますので、来年度すぐに別の経営の方で、おっしゃるようなやり方で再開するというのもいろいろ調整があらうかと思っておりますので、ちょっと来年度というのは難しいと思っておりますので、研究はさせていただきます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）研究させていただきますと

言われますと、ほとんどできへんというか、せえへんのかなという、どえらい不安に感じるんですよ。研究ったら、10年でも研究ですわな。毎年研究してますよと、10年間研究しましたけど何もできませんというのは、研究というのは成果はなかなか出えへんのですよ。

僕、経過は知ってます。あそこやめたいきさつというのは十分理解しながら言うておるんですよ。だから、ああいうやめたいきさつをクリアできるような方法を考えられへんのかと、前向きにね。やってたときにはそれなりにお客さんも喜んでた部分もあるんですよ。批判もあったけども、行かれた方でも楽しんでおった方もあるし、一概に悪かったとは言われへんので、そやから、それを要望してるんやったら、そのやめたいきさつをクリアできる方法を、どないしたらクリアできるんやということをやっぱり考えていくのが一つの知恵やと思いますので、そのことによって、市内の子どもたちが夏あそこへ行ったときに楽しい思い出ができるんやということから考えますと、十分やれるというか、やっていけるのではないかなと思うんです。

そやから、行政が、私は当初は収益性も考えてということで提案をさせていただいておったんですけども、収益性を無視してでも、例えば、ちょっと先ほど言いましたとおり、各種団体、子ども会もそうですけども、補助金が削減されてきておるわけですよ。補助金が削減されてきておる中で、自分たちで自分たちの活動資金をやっぱり捻出していこうという気持ちを持ってもらう。市の補助金を当てにせんでも、自分らで活動資金を捻出していくんやという観点からいきましても、一挙兩得といいますか、いろんな面で効果があるろうかと思うんです。その辺をやはり十分ご検討していただくように再度お願いしておいて、質問を終わりたいと思います。どうも。

○議長(中上良隆君) これをもって、12番 辻本君の一般質問は終わりました。